


2009年（平成21年）3月23日

国立大学法人 鳥取大学  
学長 能勢 隆之 殿

鳥取地区事業場 過半数代表者  
廣重 佳佳 

## 意見書

平成21年3月17日（火）10時00分より説明のあった次の就業規則の改訂等に対する意見はつぎのとおりである。

### I 職員の勤務時間の改定に伴うもの

#### ・ 意見

別表第1の一の欄外の定めについて、見出しは\*印でなく、備考と明記する。また、家族の介護、就学前児童の養育等のため始業時刻または終業時刻の変更を希望する者には所定の意向調査書に基づいて変更行う旨の記載が必要と考える。これは「定年退職後の高齢者継続雇用についての意向調査書」に相当する手続きの明確化と客観性を求めるものである。

別表第1の一は、時短を昼休憩の15分延長によって実施することを明示するとともに、窓口業務等の昼休憩について3通りのシフト制（B,C,D）を導入している。後者はこれまで各現場で経験的に実施されていた昼休憩のローテーションを定式化したものとして評価できる。この昼休憩のシフト制が真に効果があるものとなるには、職場環境の整備改善に取り組むことが併せて必要であり、とりわけ休養室の設置を求める現場の声（アンケート調査の結果）を十分に考慮されたい。

### II 有期契約職員の給与の経過措置を定めるもの

#### ・ 意見 改訂内容について意見なし。

### III 異動保障手当の取り扱いを改めるもの

#### ・ 意見 改訂内容について意見なし。

以上